

解決了り項

- 一 團體交渉権ヲ認ム
- 一 公体ノ制定ニ無届欠勤ヲ禁ズ
- 一 早出午退ニ試験料支給
- 一 未拂送料ニ一九年八月支給
- 一 外ニ退職者送料、退職年与四十円支給
- 一 爭議中ノ送料全額支給
- 一 爭議費用ハ同情金トシテ二十円八月末支給
- 一 外散項

山梨縣() 山梨縣() 八二一八二

貸借者 六〇〇名
参加者 金 員

未拂貸銀一万二千余圓ヲ算スルニ至リタルタメ八月十日
其ノ支拂方ヲ要ホスルト今時ニ四社兼決行シタルモ
下請人小林某ヨリ八月十九日迄ニ未拂貸銀ヲ支拂
フ旨申渡シタルニ依リ十九日ヨリ人夫ハ平常通り
一有就業スルマト、ナリテ解決セリ。

号 6. 9. 5
2946